

# 長野県 中小企業融資制度資金概要 (平成22年度保存版)

経営健全化支援資金 (信用保証料補助有) - 経済変動・取引先企業の倒産・災害等により事業活動に支障を生じている方等へ

資金名	対象者	限度額	利率	信用保証料	期間	保証人等
経営安定対策	・セーフティネット保証制度7号に該当する方 ・経済変動等に伴い、事業活動に支障を生じている方	設備 3,000万円	年 2.1%	保証料補助により 0.44%以内	9年以内 (うち据置1年以内)	保証人 原則不要。ただし法人は代表者。  担保 必要に応じて徴する ※保証協会等の保証残高が、8,000万円を超えない小規模企業者は、1,250万円まで、無担保、無保証人による貸付が受けられる場合があります。ただし、この場合、法人代表者が保証人となる必要があります。
		運転 3,000万円			7年以内 (うち据置1年以内)	
特別経営安定対策	・セーフティネット保証制度1~6、8号に該当する方 ・経済変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じている方 ・連鎖倒産を防止するための資金を必要とする方	設備 3,000万円	年 1.8%	セーフティネット保証制度が利用できる場合は 0%	9年以内 (うち据置1年以内)	
		運転 5,000万円			8年以内 (うち据置2年以内)	
緊急雇用対策	中小企業緊急雇用安定助成金等に係る休業等計画書等を受理された方	運転 1,000万円	年 1.8%		7年以内 (うち据置1年以内)	
災害対策	災害により被災し、市町村長のり災証明を受けた方	設備 3,000万円	年 1.8%		10年以内 建物等12年以内 (うち据置1年以内)	
		運転 3,000万円			5年以内 (うち据置1年以内)	

創業支援資金 (信用保証料補助有) - これから創業しようとする方、創業間もない方へ

資金名	対象者	限度額	利率	信用保証料	期間	保証人等
創業支援資金	1. 新規開業予定者及び新規開業者で事業の実施のために資金を必要とする者方 (個人で新しい事業を開始する場合は商工会議所・商工会の経営指導員等による経営指導を受ける必要があります。)  2. 1のうち法人であれば代表者、個人であれば借入れを行う方の年齢が40才未満である場合 (全ての方が商工会議所・商工会の経営指導員等による経営指導を受ける必要があります。)	設備 3,000万円 ただし新規開業予定者については設備・運転の合計で2,500万円	年 2.1%	保証料補助により 0.44%以内	7年以内 自動車5年以内 建物等10年以内 (うち据置1年以内)	保証人 原則不要。ただし法人は代表者。  担保 必要に応じて徴する ※創業等関連保証・創業関連保証を利用できる場合は、原則2,500万円まで無担保、無保証人による貸付。ただし、事業を営んでいない個人が事業を開始する具体的な計画を有している場合(会社を設立する場合を含む)は、自己資金が限度で2,500万円までとなります。なお、この場合法人代表者が保証人となる必要があります。
		運転 1,500万円 ただし新規開業予定者については設備・運転の合計で2,500万円			5年以内 (うち据置6月以内)	

再生支援資金 (信用保証料補助有)

信用保証料率	割引	信用保証料	限度額	期間	保証人等
責任共有制度対象 0.45%~1.90%	有担保 Δ0.10%	県補助により 1.1%以内	運転 5,000万円	運転3年以内	保証人 原則不要。ただし法人は代表者。  担保 必要に応じて徴する
責任共有制度対象外 0.50%~2.20%	中小企業会計 Δ0.10%				

## ■保証人の取り扱いについて

- 法人代表者を除き原則不要ですが、次の方を保証人として求める場合があります。
- ①実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人、申込者(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者。
  - ②本人又は代表者に健康上の理由がある場合の事業承継予定者
  - ③財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であつて、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があつた場合は、当該協力者等。

■保証料について (セーフティネット保障等、県・市町村の全額補助により中小企業負担がない場合があります。)

信用保証料率	割引	県補助割合	市町村補助割合	中小企業支分保証料割合
責任共有制度対象 0.45%~1.90%	有担保 Δ0.10%	2/5	2/5	1/5
責任共有制度対象外 0.50%~2.20%	中小企業会計 Δ0.10%			

新事業活性化資金 (信用保証料補助有) - 新たな事業展開を図る方・地域活性化に資する事業を行う方等へ

資金名	対象者	限度額	利率	信用保証料	期間	保証人等
事業展開向け	1. 新しい技術・製品・サービス等の研究開発・事業展開を行う方 2. a 中小企業新事業活動促進法の認定事業者、地域中小企業育成プロジェクト外事業支援対象事業者、「社員の子育て応援宣言!」を行った事業者 b 中小企業地域資源活用促進法・農商工連携促進法の認定事業者、長野県地域産業活性化基金・長野県農商工連携支援基金の助成を受けた事業者 c 先端技術機器の導入、IT化により、業務の合理化を図ろうとする方 3. a 事業転換・新分野への進出を図ろうとする方 b 建設業を営む方で、新分野への進出により事業転換又は経営の多角化を図ろうとする方 4. 既存事業を譲り受け、当該事業により事業拡大を行おうとする方 5. 特許権等の取得により、競争力の向上を図ろうとする方	設備 1億円 2-a・2-b・4に該当する場合 1億5,000万円	年 2.1%	保証料補助により 0.44%以内	7年以内 建物等12年以内 (うち据置1年以内) 1に該当する場合 9年以内 (うち据置1年以内) 2-a・2-b・3-b・4に該当する場合 10年以内 (うち据置2年以内) 2-a・2-bに該当する場合 建物等13年以内 (うち据置3年以内)	保証人 原則不要。ただし法人は代表者。  担保 必要に応じて徴する  ※保証協会等の保証残高が、8,000万円を超えない小規模企業者は、1,250万円まで、無担保、無保証人による貸付が受けられる場合があります。ただし、この場合、法人代表者が保証人となる必要があります。
		運転 3,000万円			5年以内 (うち据置1年以内) 1-2-a・2-b・3-b・4に該当する場合 7年以内 (うち据置1年以内)	
地域活性化向け	1-a 中心市街地再生支援モデル事業及び街なか創業塾設置モデル事業の対象地区において、空き店舗の活用により御地域の活性化を図ろうとする方。 1-b 商店街や店舗、卸団地の活性化を図ろうとする方 2. 県産品の需要開拓・地場産業の活性化を図ろうとする方 3. 観光資源を活用して、宿泊施設や観光地の活性化に資する施設の整備を図ろうとする方 4. 高齢者や障害者に配慮した施設整備をしようとする方	設備 1億円 1-a・1-bに該当する場合 (1億5,000万円)	年 2.1%	中小企業新事業活動促進法の事業等0%となる場合あり。	7年以内 建物等12年以内 (うち据置1年以内)	
		運転 3,000万円			5年以内 (うち据置1年以内)	
防災・環境調和向け	1. R・H指令等に対応するための研究開発、生産設備導入等を行う方 2. グリーン調達に対応するための研究開発、生産設備導入等を行う方 3. 地球温暖化対策に資する新エネルギー・省エネルギー・リサイクル施設、公害防止施設、産業安全衛生施設の整備を図ろうとする方 4. 自己使用事業所での吹付けアスベスト除去を行う方 5. 最終処分場の延命化を図ろうとする方 6. 事業用建築物の耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方	設備 1億5,000万円	年 2.1%		10年以内 (うち据置2年以内) 建物等 13年以内 (うち据置3年以内)	
		運転 3,000万円			7年以内 (うち据置1年以内)	
企業立地向け	1. 工場団地に製造、流通に係る施設の新設又は移転を行う方 2. 工業団地に新技術・新製品の研究開発のための施設の新設又は移転を行う方 3. 対象者2に該当する場合5億円 4. 対象者2に該当する場合5億円	設備 3億円 分譲後3年以内に常時雇用従業員を10名以上新規雇用見込みの場合5億円 対象者2に該当する場合5億円 運転 5,000万円	年 2.1%		15年以内 (うち据置3年以内)	保証人 原則不要。ただし法人は代表者。  担保 必要に応じて徴する